



9月及び10月は「行政相談月間」！

長崎市・佐世保市において合同行政相談所を開設

総務省は、行政相談制度について国民の皆様にご案内いただき、利用していただくため、毎年9月及び10月の2か月間を「行政相談月間」と定め、全国一斉に広報や行事を実施しております。

総務省長崎行政監視行政相談センター（まぐみみ長崎）は、以下の日程で合同行政相談所を開設予定としており、相談員として国の行政機関、地方公共団体、各種士業団体（弁護士、司法書士等）などが参加し、行政機関に関する苦情・要望・相談や日常生活における困りごとを1か所で受け付けます。

また、総務大臣が委嘱する民間有識者の行政相談委員は、長崎県内各市町において行政相談所を開設し、困りごとを受け付けています。

【長崎市】一日無料相談所		【佐世保市】無料総合相談所	
日時	令和8年9月25日（金） 13時～16時【受付12:30～15:30】	日時	令和8年10月23日（金） 13時～16時【受付12:30～15:30】
場所	メルカつきまち5階 （長崎市築町3-18）	場所	アルカスSASEBO3階 （佐世保市三浦町2-3）
備考	弁護士、司法書士への相談のみ予約制 【予約期間】 令和8年9月14日（月）～16日（水） 9時～17時まで、16日のみ12時まで	備考	弁護士、司法書士への相談のみ予約制 【予約期間】 令和8年10月13日（火）～15日（木） 9時～17時まで、15日のみ12時まで

◆ お問い合わせ ◆

長崎行政監視行政相談センター 担当：行政監視行政相談課 矢野、森

☎095-849-1101（代）